

写

請願第2号

安達地方仮設焼却施設の跡地利用に関する請願書

令和3年2月25日

二本松市議会

議長 本多 勝実 様

請願者



安達減容化事業地権者会

会長 五十嵐 傳一



紹介議員

佐藤 源 市



安達地方仮設焼却施設の跡地利用に関する請願書

請願の趣旨 安達地方仮設焼却施設は、安達地方（二本松市、本宮市、大玉村）で保管されている農林業系廃棄物及び可燃性除染廃棄物を焼却処理し減容化を行うもので、国（環境省）と安達地方広域行政組合が事業主体で行っています。

事業の期間は、令和元年6月から令和3年11月までとなっており、その後建物等を解体して更地にして終了の予定です。

この施設の用地は仮設のため買収をせず、地権者12名から68,000㎡の土地借上げ契約をして使用しております。

この事業終了後も、市当局で跡地利用について対策を講じていただきたくお願いいたします。

請願の理由 1. 安達地方仮設焼却施設の事業用地として借り上げる際に、土地使用に関する補償契約書第7条（契約終了に伴う措置）に規定のとおり土地の原状復旧方法は甲乙協議のうえ決定するとあります。

我々地権者は公益公共のために先祖伝来守ってきた土地をお貸しして来ました。今後も公共利用や企業誘致等土地の借り上げや売却による有効活用を頂きたくお願いいたします。

以上の趣旨並びに理由から以下の項目の実現を強く求め、

二本松市長に意見書を提出して下さるよう請願いたします。

請願事項

1. 公共利用や企業誘致の促進を図る。
2. 土地の借り上げ、若しくは売却による有効活用を図る。

安達地方仮設焼却施設の跡地利用に関する意見書(案)

請願の趣旨 安達地方仮設焼却施設は、安達地方（二本松市、本宮市、大玉村）で保管されている農林業系廃棄物及び可燃性除染廃棄物を焼却処理し減容化を行うもので、国（環境省）と安達地方広域行政組合が事業主体で行っています。

事業の期間は、令和元年6月から令和3年11月までとなっており、その後建物等を解体して更地にして終了の予定です。

この施設の用地は仮設のため買収をせず、地権者12名から68,000㎡の土地借上げ契約をして使用しております。

この事業終了後も、市当局で跡地利用について対策を講じていただきたくお願いいたします。

請願の理由 1. 安達地方仮設焼却施設の事業用地として借り上げる際に、土地使用に関する補償契約書第7条（契約終了に伴う措置）に規定のとおり土地の原状復旧方法は甲乙協議のうえ決定するとあります。

我々地権者は公益公共のために先祖伝来守ってきた土地をお貸しして来ました。今後も公共利用や企業誘致等土地の借り上げや売却による有効活用を頂きたいと思っております。

要望事項

1. 公共利用や企業誘致の促進を図る
2. 土地の買い上げ、若しくは売却による有効活用を図る。

以上、 二本松市長に意見書を提出する。

令和3年 月 日

二本松市議会議長 本多勝実

要請先

安達地方広域行政組合 管理者 三保 恵一 様
二本松市長 三保 恵一 様